

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和2年6月4日付け菰野町地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

1. 協議が調っている路線又は営業区域

菰野町内全域（菰野町のりあいタクシー：区域運行）

湯の山神明線（コミュニティバスかもしか号：路線定期運行）

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

① 菰野町内全域（菰野町のりあいタクシー）

② 三交湯の山ー湯の山温泉駅（コミュニティバスかもしか号）

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

(1) 運賃の種類及び額

① 区域運行（菰野町のりあいタクシー）

・ 町内を南部、中部、北部の3つのエリアに区分する。

・ エリア区分は図1、運賃表は表1のとおり。また、それぞれのエリアに属する乗降場所は別途定める。

・ webからのりあいタクシーを予約した場合は表2の運賃を適用する。適用期間は別途定める。

図1

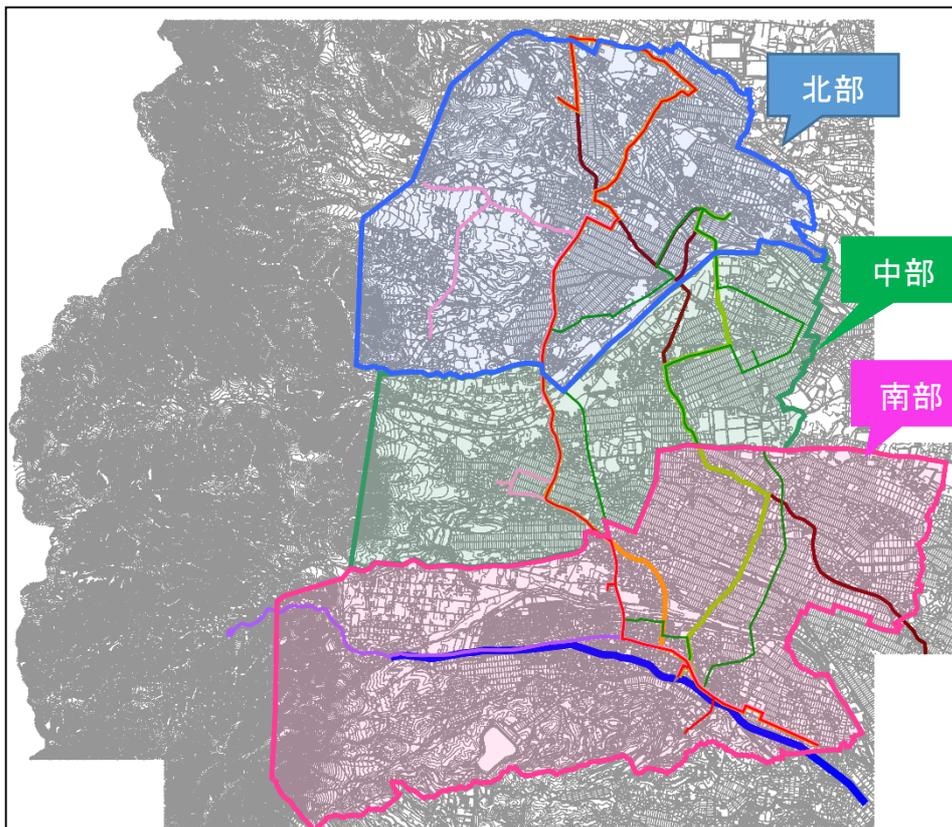


表1

		降車場所		
		南部	中部	北部
乗車場所	南部	400円 (300円)	800円 (600円)	1200円 (900円)
	中部	800円 (600円)	400円 (300円)	800円 (600円)
	北部	1200円 (900円)	800円 (600円)	400円 (300円)

表2

		降車場所		
		南部	中部	北部
乗車場所	南部	200円 (100円)	600円 (400円)	1000円 (700円)
	中部	600円 (400円)	200円 (100円)	600円 (400円)
	北部	1000円 (700円)	600円 (400円)	200円 (100円)

表1、表2とも、上段：大人運賃 下段：高齢者、障がい者、小児運賃

- ・菰野駅、けやき、尾高口及び朝上地区コミュニティセンターで、コミュニティバスかもしか号からのりあいタクシーに乗り換えて引き続き乗車し、かつ乗継券等乗車したことを証する書類を持参した場合、運賃表から200円を控除した運賃を適用する。

② 三交湯の山ー湯の山温泉駅

運賃の種類	運賃の額（1乗車につき）
大人	200円
高齢者、障がい者、小児	100円

(2) 運賃の適用方法

① 区域運行（菰野町のりあいタクシー）

② 三交湯の山ー湯の山温泉駅

大人運賃と高齢者、障がい者、及び小児運賃は、次の者に適用する。

大人運賃：中学生以上かつ65歳未満の者

高齢者運賃：65歳以上の者

障がい者運賃：身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）の発行する知的障害者の療養手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護人（要介護人が障害1種及び療育A）が介護のために乗車する時に適用する。

小児運賃：小学生以下の者

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

- ① 令和2年10月1日から適用する。
- ② webからのりあいタクシーを予約した場合に表2の運賃を適用する期間は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間とする。令和3年4月1日以降の分は、事前に菰野町地域公共交通会議で協議することとする。
- ③ 菰野駅、けやき、尾高口及び朝上地区コミュニティセンターで、のりあいタクシーからコミュニティバスかもしか号に乗り換えて引き続き乗車する場合、乗継券等のりあいタクシーに乗車したことを証する書類を利用者に発行することとする。
- ④ 菰野町内の他、いなべ市大安町宇賀地内にも乗降場所を2カ所設置するが、いなべ市内乗降場所相互間の利用は不可とする。

令和2年6月4日

菰野町地域公共交通会議
会長 平井 満